

障がい者を対象とした等
徳島県職員採用選考考査受験案内令和5年7月3日
徳島県人事委員会

- ◎点字版の受験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください。
◎試験区分「一般事務」を「行政事務」に名称変更しました。
(試験や職務の内容に変更はありません。)

第1次選考日	令和5年10月22日(日)
受付期間	8月3日(木)～8月21日(月) 電子申請 8月3日午前8時30分から (推奨) 8月21日までに到達したものに限り有効 郵便申請 8月21日までの消印のあるものに限り有効

※持参による申込み、受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

次の試験区分から1つを選択して受験してください。また、第2志望及び第3志望の選択は任意です。申込書を受理した後は、「選択した試験区分」の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務の内容
行政事務	2名程度	県の関係機関において、一般行政事務に従事します。
学校事務	1名程度	県内(へき地及び準へき地を含む。)の市町村立小・中学校において、学校事務に従事します。
警察事務	1名程度	警察本部又は警察署において、警察事務に従事します。

第1次選考の合格者の決定方法については、次のとおりです。

- 第1志望の試験区分ごとに高得点順に、合格者を決定します。
- ただし、第1次選考合格者数に達しない試験区分がある場合は、(1)の不合格者のうち、当該試験区分を第2志望とした者から、高得点順に、合格者を決定します。
- (2)の措置を行った上でも、第1次選考合格者数に達しない試験区分がある場合は、第3志望において同様の措置を行います。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

- (1) 次の①及び②に該当することが必要です。
- 昭和62年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
 - 次に掲げる手帳等の交付を受けている者(令和5年10月22日までに交付される見込みの者を含む。)
 - 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。)
 - 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
 - 精神障害者保健福祉手帳
- ※上記の手帳等は受験日当日において有効であることが必要です。精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- (2) 次の①から③のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 日本の国籍を有しない者
 - 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

3 選考の日時、会場及び合格発表

区分	日時及び会場	合格発表	
第1次選考	令和5年10月22日（日）開場 8時40分 【考査・検査時間】 9時10分～14時40分 ※第1次選考に引き続いて、第2次選考の論文考査及び適性検査を実施します。	11月上旬	徳島県庁西側の掲示板及び徳島県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 ・選考結果については、 合格者にのみ 、文書で通知します。 ・合格通知については、 合格発表日の翌日から3日以内 に届かない場合は、速やかに連絡してください。
	会場 徳島県職員会館 徳島市万代町3丁目5-3 ※自動車によらなければ来場できない場合は、受験申込書にその旨を記入してください。		
第2次選考	令和5年11月24日～11月30日のうち人事委員会が指定する1日 (日時及び会場は、第1次選考合格者に別途通知します。)	12月中旬	

4 考査種目、内容及び配点

区分	考査種目	方法	考査時間	内容	配点	考査実施日
第1次選考	教養考査	択一式 40問 必須解答	2時間 (注1)	公務員として必要な一般的知識（時事、社会、人文、自然等）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について、高等学校卒業程度の筆記考査を行います。	100点	
第2次選考	論文考査	1題 約800字 (注2)	1時間	公務員として必要な一般的課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための論文考査を行います。	40点	10月22日 (注3)
	適性検査	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。			—	
	口述考査	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。			160点	11月24日～ 11月30日の うち1日

(注1) 視覚障がい（又は読字障がい）のある方の第1次選考の考査時間は、点字による受験を希望する場合は3時間となり、考査時間の延長を希望する場合は2時間30分となります。

(注2) 点字による論文考査の受験は、1,400マス、1行32マスで設定した場合、44行となります。

(注3) 論文考査及び適性検査は10月22日（日）に第1次選考に引き続いて行いますが、第1次選考合格者のみ第2次選考で採点します。論文考査・適性検査を受験しなかった場合は、第1次選考は不合格となります。

※基準に満たない考査種目がある場合は、不合格になります。

※最終合格者は、第1次選考の得点と第2次選考の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

※教養考査の例題（1～3問）、過去3年分の論文課題を徳島県職員採用案内ホームページに掲載しています。

県庁ふれあいセンター（徳島県庁1階）でも閲覧することができます。

5 受験上の配慮事項等

次の(1)～(3)の方法を希望する場合、また、受験上の配慮が必要な場合は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」に記入してください。なお、受験申込書への記入がない場合は、対応できないことがあります。

(1)視覚障がい（又は読字障がい）のある方は、その障がいの程度により以下の方法による受験ができます。

①点字による受験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコンは各自で用意してください。）

点字による受験の場合は、教養考査の考査時間は3時間（通常の1.5倍）となります。

②考査時間の延長（拡大活字問題を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。対象となるかどうかを受験申込後に診断書等で確認します。

教養考査の考査時間は2時間30分（通常の1.25倍）となります。

③拡大活字問題による受験

拡大活字問題は、この字の大きさ（14ポイント程度）で出題します。

(2)聴覚障がい又は音声・言語機能障がいの方は、第2次選考の口述考査のコミュニケーション手段として、筆談等の方法により受験することができます。

(3)上肢機能障がい等で筆記が困難な方は、論文考査においてパソコンを使用することができます。ただし、パソコンは各自で用意してください。

6 受験手続

(1)「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。

(2)申込方法など具体的な手続については、別紙「申込方法及び申込書記入要領」を参照してください。

7 合格から採用までの流れ

(1)人事委員会は、任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）に対し最終合格者を通知し、これに基づいて任命権者が採用者を決定します。

(2)採用は、原則として令和6年4月1日以降です。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）等の規定により、原則として右表のとおり支給されます。このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

学 歴	初任給（給料月額+地域手当） （令和5年4月1日現在）
高校卒	161,601円

9 選考結果の口頭による開示請求

この選考考査の結果については、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

本人が直接開示場所にお越しください。電話、はがき等による請求はできません。

区 分	開示請求できる者	必要書類 (①②の両方)	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所 開 示 時 間
第 1 次 選考結果	不合格者 (本人)	①選考当日配付する「受験番号票」 ②本人確認書類（運転免許証、学生証等）	第1次選考考査の総合得点及び総合順位	第1次選考合格発表日から1月間	徳島県人事委員会事務局 徳島県庁 5階 南側 月～金（祝日を除く。） 8時30分～17時15分
最終結果			第2次選考考査の種目別得点、総合得点及び総合順位 (第1次選考考査結果の開示内容も含む。)	最終合格発表日から1月間	

10 その他

(1)この選考に関する問い合わせ先

徳島県人事委員会事務局 任用課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階

電話：088-621-3211 FAX：088-621-2887

E-mail：shiken@mail.pref.tokushima.jp

URL：https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/

- (2)第1次選考当日は、手帳等によって受験資格の確認を行いますので、**手帳等（原本：コピー不可）**を必ず持参してください。**持参していない場合は、受験できません。**
- (3)第1次選考の採点は、光学読取をしますので、選考当日は、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを使用してください。
- (4)介助のための付添人の方は、考査時間中に試験室に入室することはできません。別室で待機していただきます。
- (5)**時計は、時計機能だけのもの**に限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (6)自然災害等による**選考の延期などの日程変更、その他選考の実施に係る連絡事項がある場合は、徳島県職員採用案内HP等でお知らせします。**必ず事前にご確認ください。

HP
徳島県職員
採用案内



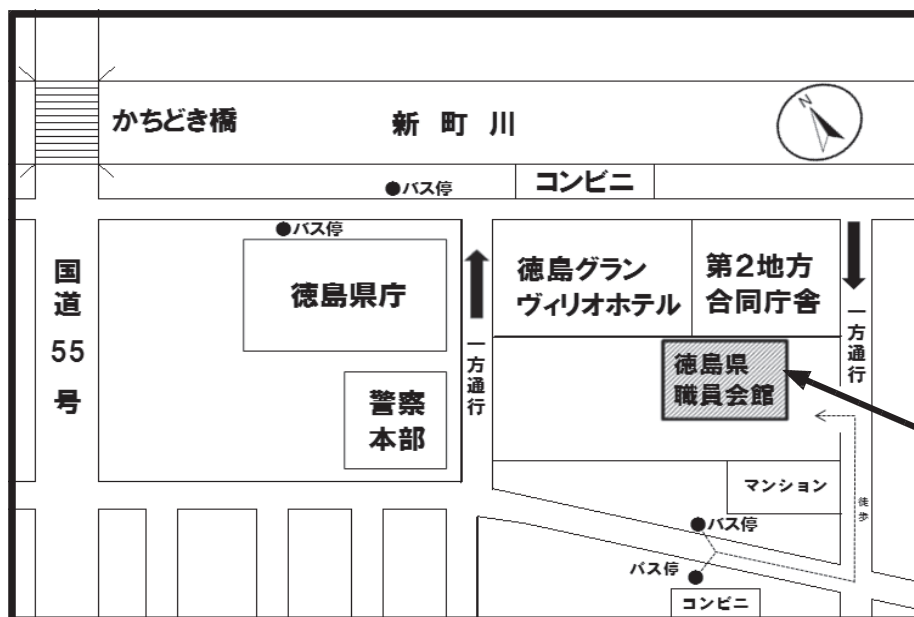
Twitter
徳島県職員採用



Facebook
徳島県職員採用



第1次選考会場案内図



徳島県職員会館
徳島市万代町3丁目5-3

- ・JR徳島駅から約1400m
- ・JR阿波富田駅から約500m
- ・バス「昭和町三丁目」下車200m

付近に受験者用の駐車場はありませんので、公共の交通機関を利用してください。
また、送迎する場合は、近隣の施設・店舗等への無断駐車は絶対にしないでください。
なお、車いす使用等の理由で自動車でなければ会場に来られないため、事前に受験申込書により申し出られた方は駐車できます。